

大企業と中小企業との共存共栄 ～「価値創造企業に関する賢人会議」中間報告～

令和2年3月5日

経済産業大臣

梶山弘志

価値創造企業に関する賢人会議「中間報告」のポイント

- 大企業と中小企業経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人会議」において（座長：三村 日本商工会議所会頭）、本年2月に「中間報告」をとりまとめ。取引構造の改革を始め、大企業と中小企業が共に稼げる「共存共栄」の関係の構築に向けて、施策の方向性を提示。

1. 取引構造の課題と施策の方向性

①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり

②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない

③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり

①系列・規模を超えた連携の促進（オープンイノベーション、M&A促進等）と、ドイツ型の共存共栄モデルの取り込み（独の中小企業は高い利益率）

②個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」

③サプライチェーンの頂点企業を軸に、「Tier N」から「Tier N+1」に共存共栄を浸透

2. 個別取引の課題と施策の方向性

①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない

②知的財産権の取扱いが不明確

③適正な対価を伴わない働き方改革の「しわ寄せ」

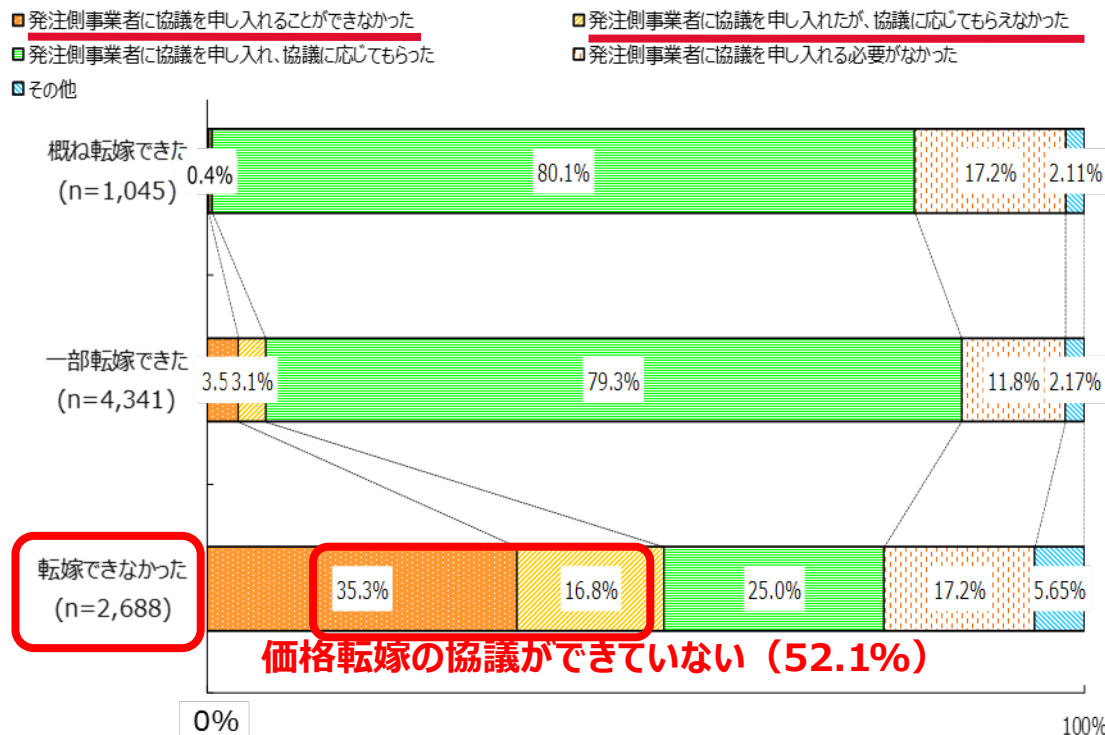
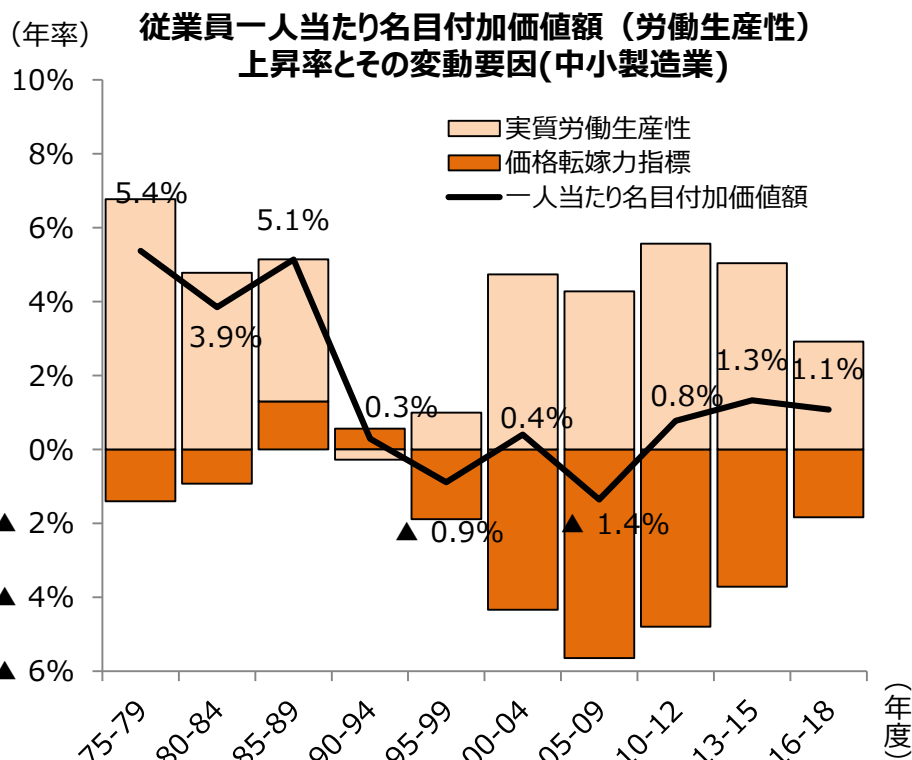
①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進

②知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成

③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化

労働生産性と価格転嫁

● 中小企業の生産性向上の鍵は、価格転嫁。転嫁ができなかった企業の52.1%は、発注側と転嫁協議ができていない。



資料：(株)帝国データバンク「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」
 (注1) 1.受注側事業者に対するアンケート結果のうち、製造業のみ集計。
 2.直近1年間のコスト全般の変動について価格転嫁の状況と、発注側事業者に対する価格転嫁の協議の申入れの状況を確認。

(参考) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」(経済産業大臣告示、望ましい取引慣行を規定)

取引対価は、(略) 下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定するものとする。

- 中小企業の生産性向上には、**成長の果実を適正なバランスで分配（価格転嫁）**することで、収益の確保が必要。収益を原資に、**設備投資や賃上げを進め、更なる生産性向上**につなげ、経済の好循環を実現。
- このため、**産業界と関係省庁が車の両輪となって、価格転嫁の協議を促進する体制**を構築する。